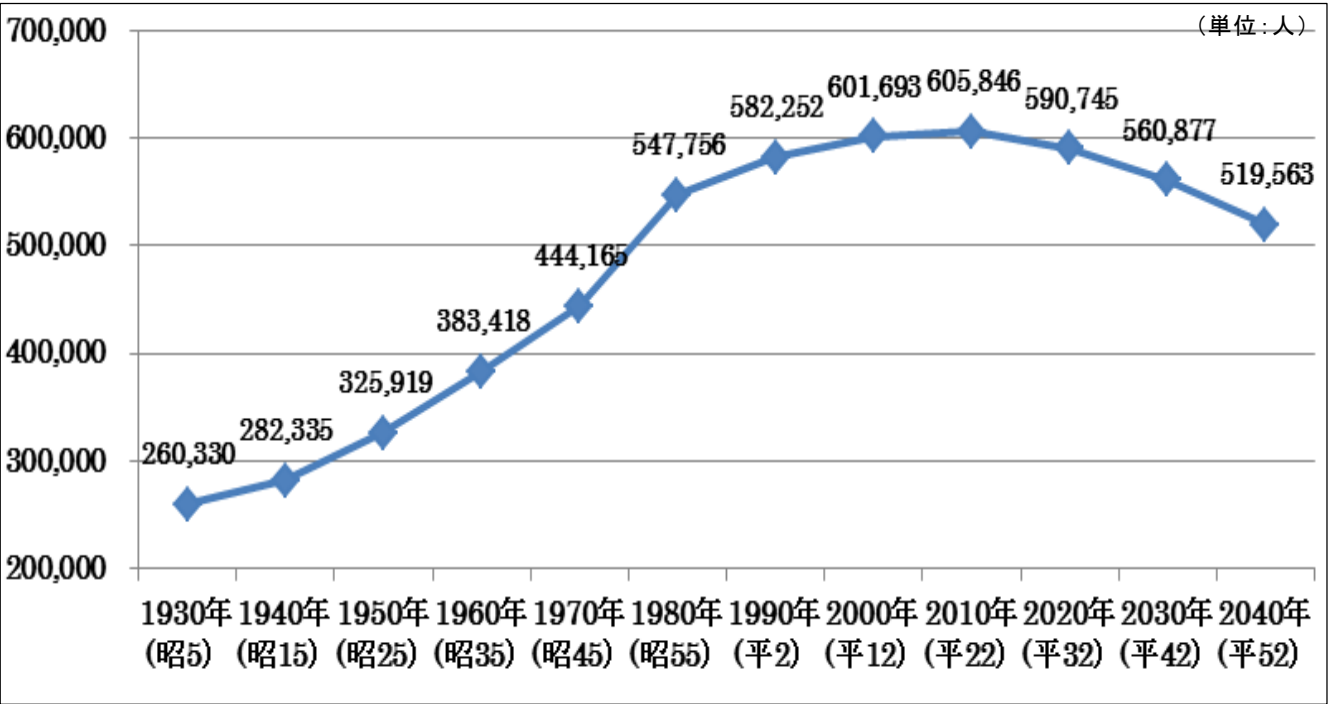


新大綱の骨子検討の前提（本市の人口の推移、財政状況等）

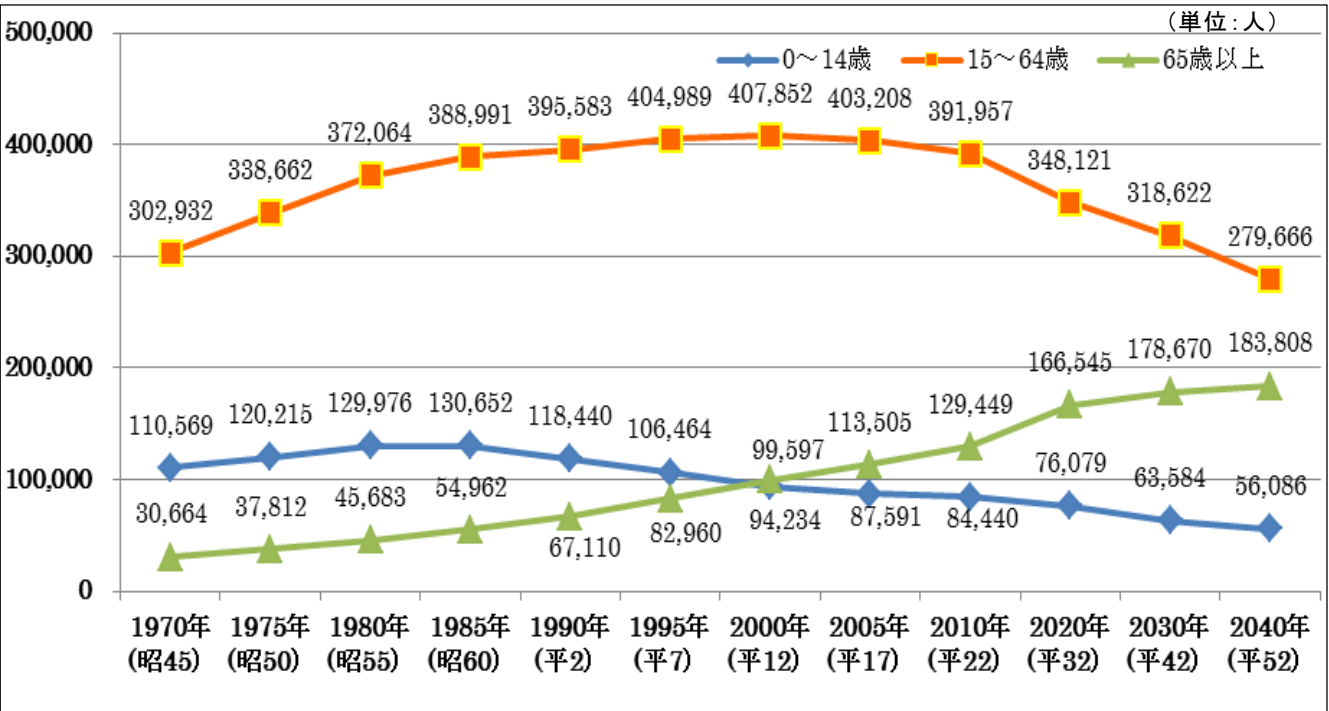
1 人口の推移

(1) 鹿児島市の人口の推移と将来推計



※「鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（平成 28 年 3 月）では、2040 年の本市人口を約 56.2 万人と見込んでいる。

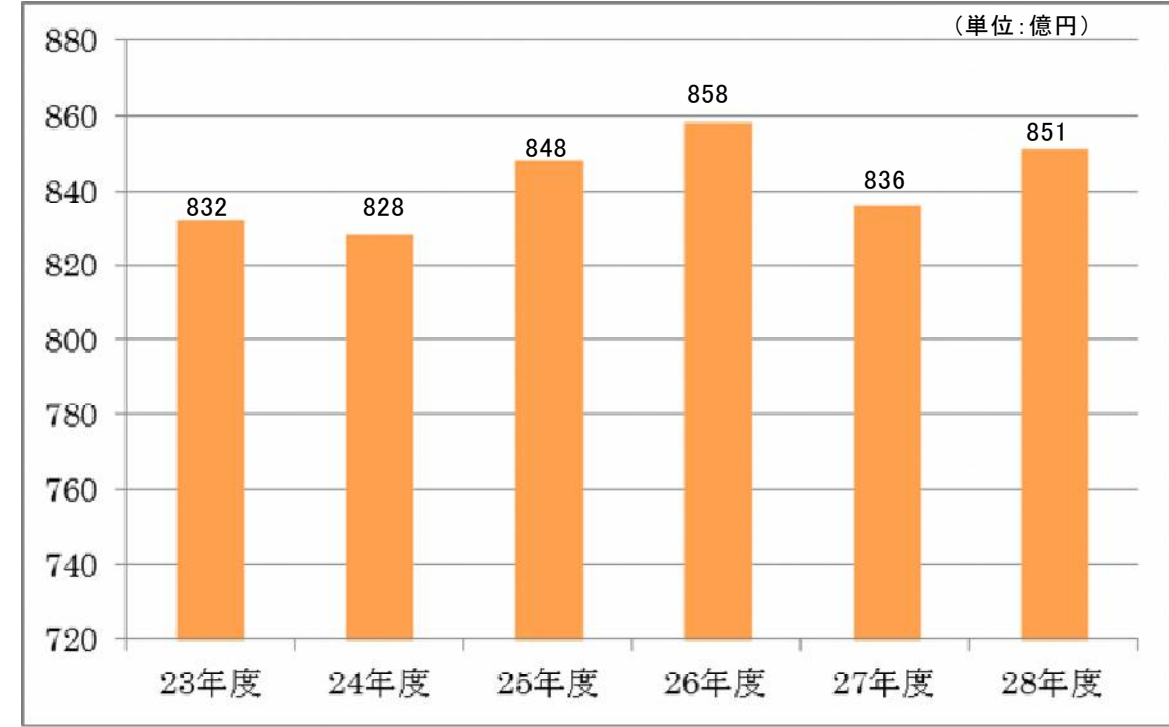
(2) 鹿児島市の年齢 3 区分別人口の推移と将来推計



①22 年までは国勢調査（16 年 11 月に合併した吉田町など 5 町の人口を含む。）、32 年以降は厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所の推計値による。

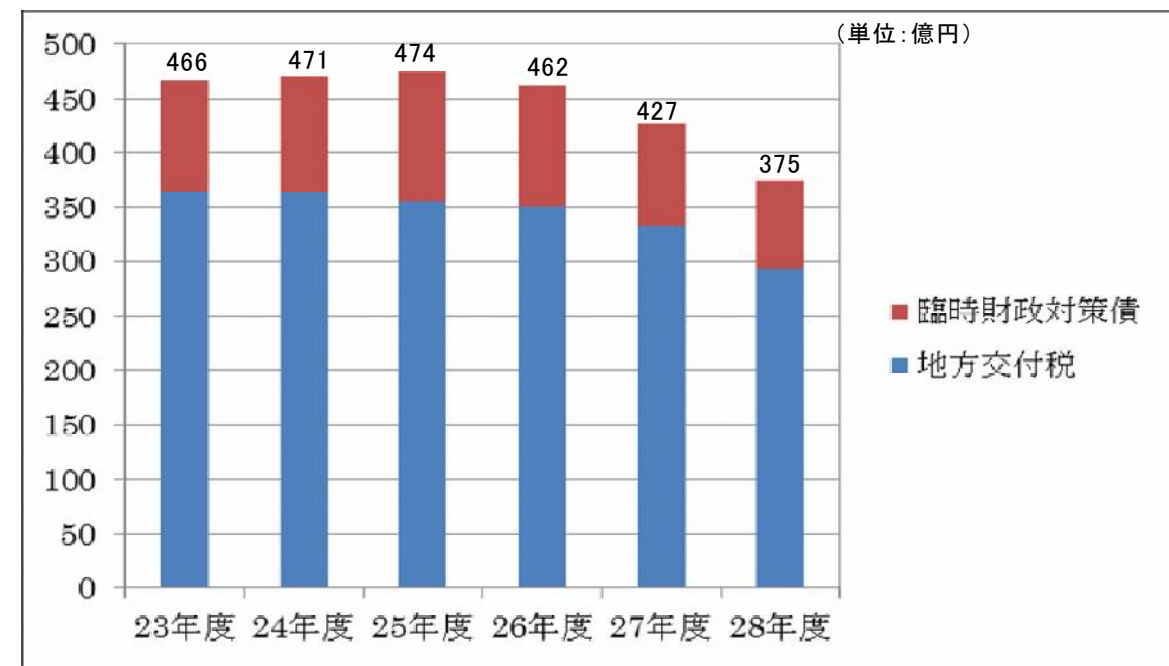
2 財政状況

(1) 市税の推移



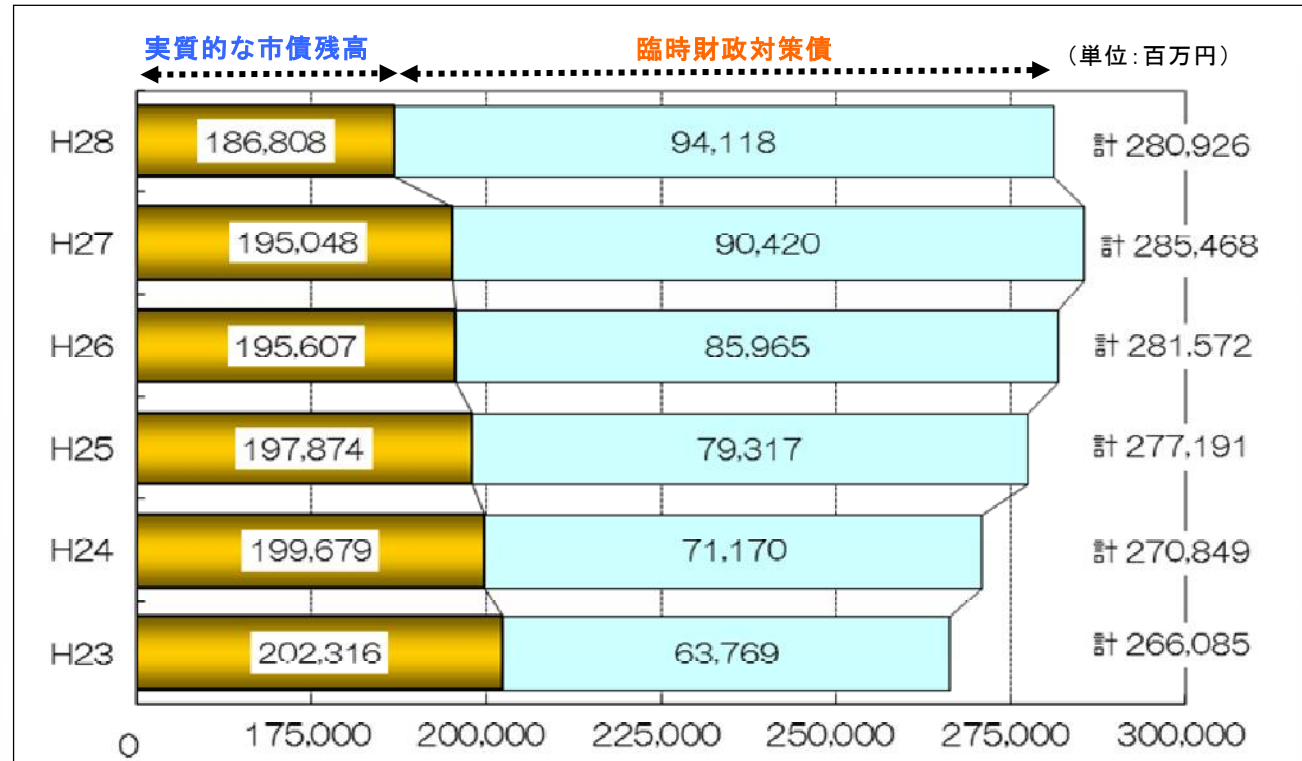
①26 年度までは決算額、27、28 年度は当初予算額。

(2) 地方交付税等の推移



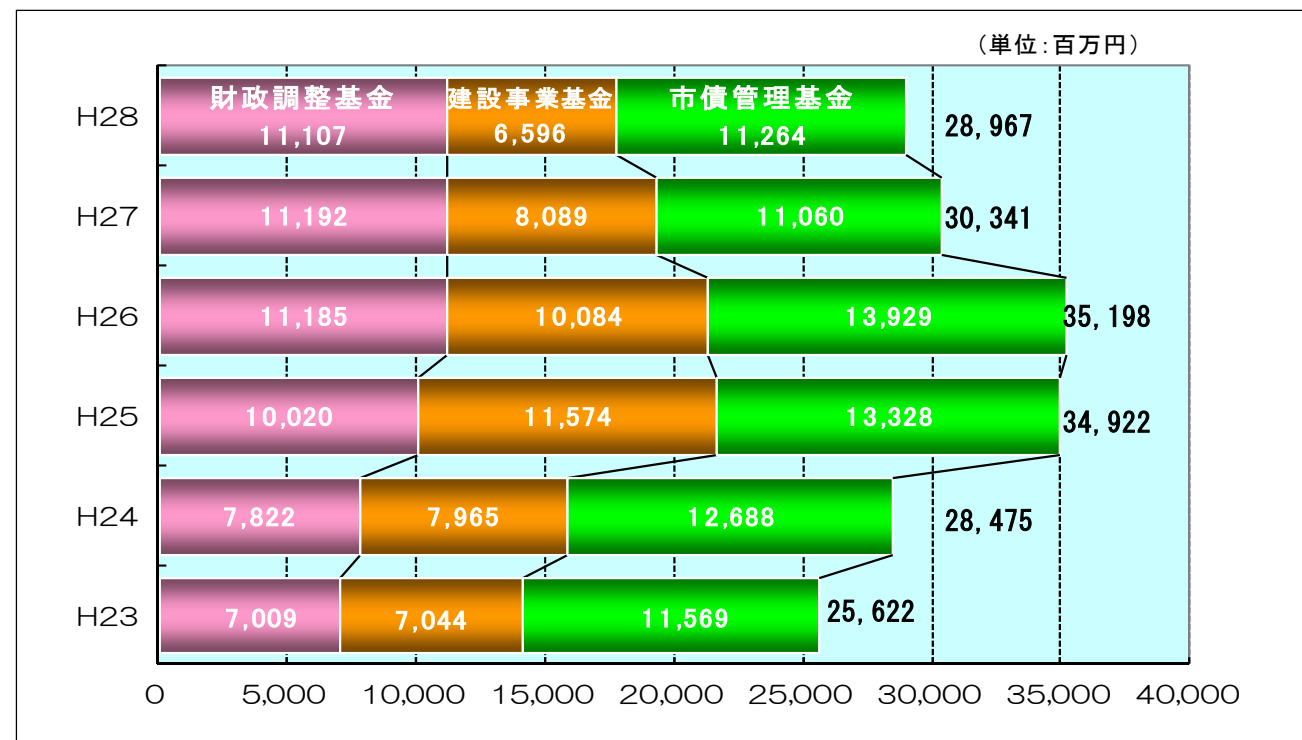
①地方交付税は、普通交付税と特別交付税の合計。
 ②臨時財政対策債は、実質的な地方交付税。（地方一般財源の不足に対処するため、投機的経費以外の経費にも充てられる地方債）
 ③26 年度までは決算額、27、28 年度は当初予算額。

(3) 市債残高の推移



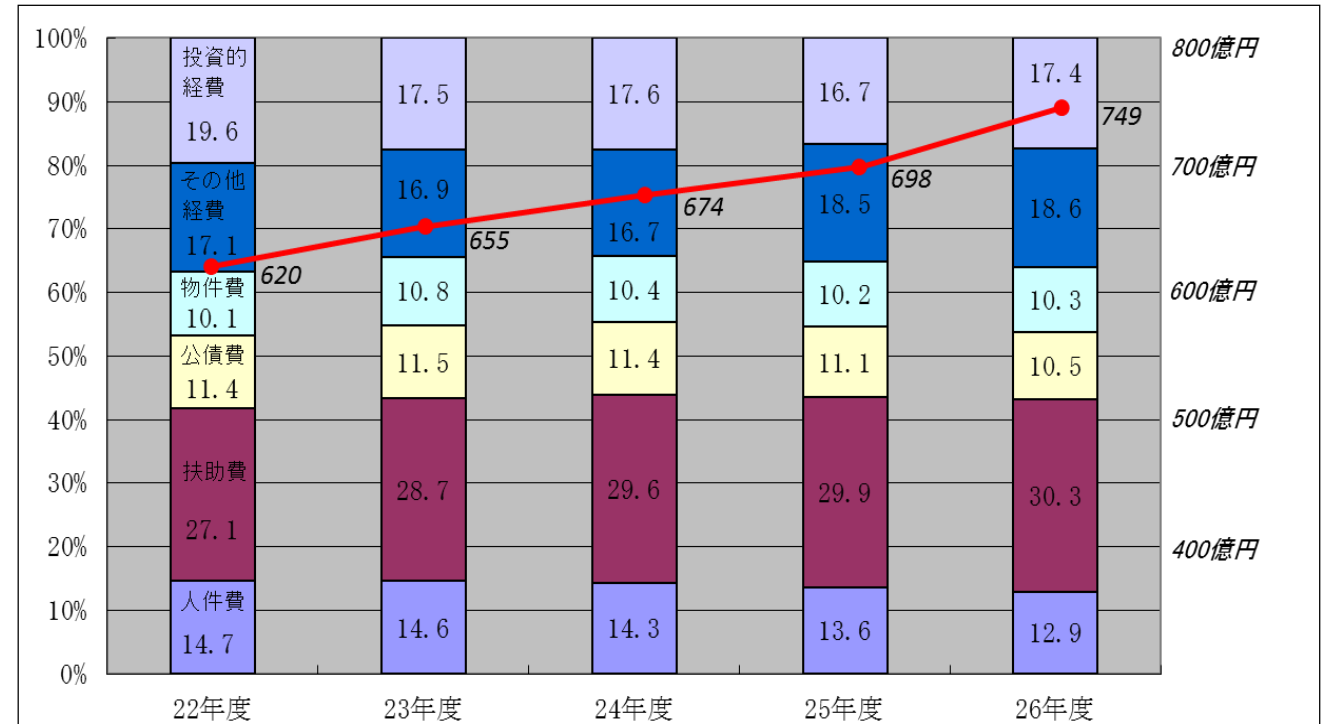
- ① グラフの左部分は、臨時財政対策債を除いた実質的な市債残高。
- ② グラフの右部分は、実質的な地方交付税である臨時財政対策債。
- ③ 25年度までは国の同意ベースの決算額、26年度は決算見込額、27、28年度は当初予算時の見込額。

(4) 基金残高の推移



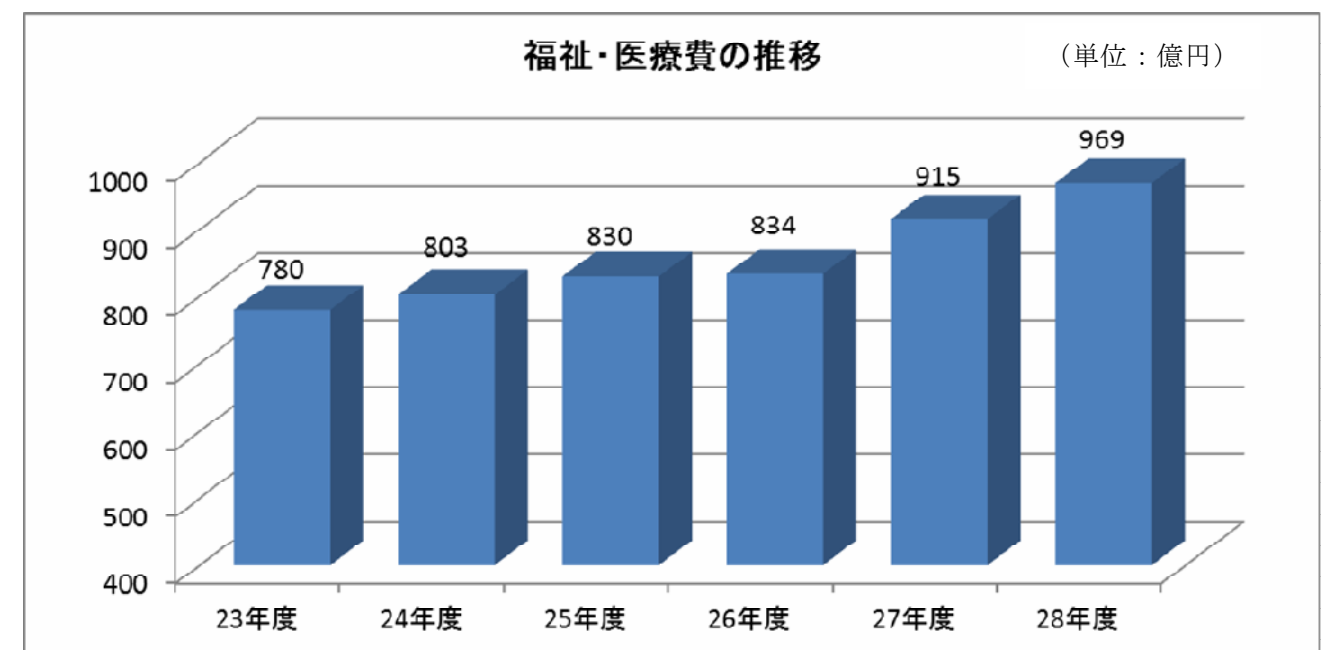
- ① グラフの左部分は財政調整基金、中央部分は建設事業基金、右部分は市債管理基金の残高。
- ② 26年度までは決算額、27、28年度は当初予算時の見込額。

(5) 歳出決算（性質別）の推移 (● 補助費の総額)



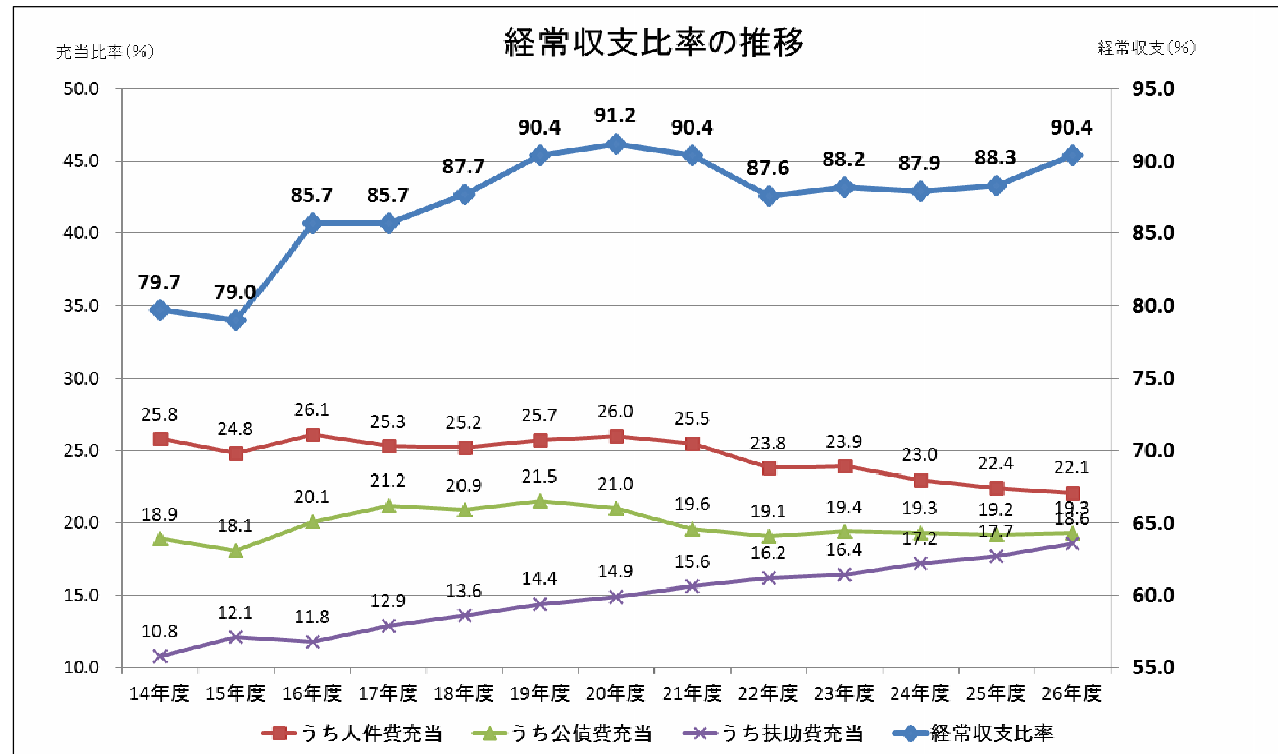
- ① 投資的経費は、普通建設事業費、災害復旧事業費など支出の効果が長期にわたる経費。
- ② その他経費は、繰出金や補助費等の経費。
- ③ 物件費は、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費など、人件費、補助費、投資的経費、公債費、その他経費以外の様々な経費の総称。
- ④ 公債費は、地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。
- ⑤ 補助費は、社会保障制度の一環として各種法令等に基づき実施する給付や市独自の各種扶助に係る経費。
- ⑥ 人件費は、職員給与費等の経費。

(6) 福祉・医療費の推移



- ① 福祉・医療費は、各年度の補助費、一般会計繰出金等（国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計（20年度から））の合計。
- ② 26年度までは決算額、27、28年度は当初予算額。

(7) 経常収支比率の推移



①経常収支比率は、人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に、地方税・普通交付税・地方譲与税などの経常一般財源収入（毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されておらず自由に使用し得る収入のこと）がどの程度使われているかをみることにより、当該団体の財政の弾力性を判断するための指標のこと。

(8) 財政状況まとめ

(28年度予算編成の基本的な考え方より)

- ①市税、地方消費税交付金は26億円の増。
- ②臨時財政対策債を含む地方交付税については52億円の減。
- ③実質的な市債の年度末残高は82億円の減。
- ④財政3基金の年度末残高は27年度当初見込みに比べ13億円の減。
- ⑤扶助費等の社会保障関係経費等に多額の費用が見込まれている。
- ⑥プライマリーバランスの黒字（57億円）を確保。

本市においては、歳入面では市税は増加するものの、地方交付税の大幅な減少が見込まれる一方、歳出面では、社会保障関係経費や将来を見据えた都市基盤整備、さらには、地方創生関連施策の推進などに多額の費用が見込まれることから、財政状況はますます厳しくなるものと予想している。

3 国の動向

(1) 地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（平成27年8月28日 総務省通知）

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項

平成27年8月28日
総務省

人口減少・高齢化が進行し、地方財政も依然として厳しい状況にある中で、地方公共団体は、衆議院及び参議院両院における「地方分権の推進に関する決議」以来、20年にわたる第1次・第2次地方分権改革による成果を活用し、社会保障、子育て支援、教育、社会資本整備など多様化し増大する住民ニーズに的確に対応することが求められている。

これまで、地方公共団体においては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）や「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」（平成26年3月24日総務省自治行政局地域情報政策室）等に基づき積極的に行政改革等に取り組み、事務・事業の民間委託、給与・旅費等に関する事務の集中化・アウトソーシング、指定管理者制度の活用等、その取組は着実に進展してきた。また、近年、窓口業務のアウトソーシングなどの新たな取組も見られるほか、クラウド導入市区町村の数も550団体に上っている。（平成26年4月1日現在）

しかしながら、依然として厳しい地方財政の状況など地方公共団体における経営資源の制約が強まってきている一方で、少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれ、このような状況下においても質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するためにはより一層の取組が必要となっている。

また、民間事業者の提供するサービスが日々進化をとげている中で、地方公共団体においてもクラウド化等の取組が推進され、システムコストの圧縮等が進められているほか、住民の利便性向上のための総合窓口やコンビニにおける証明書交付、社会保障・税番号制度の導入など、行政事務や行政サービスにおけるICTの役割は今後ますます高まるものと考えられる。

これらの状況を踏まえれば、今後、地方公共団体においては、BPR（Business-Process Re-engineering）の手法及びICTを徹底的に活用して業務の標準化・効率化に努めるとともに、民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革の推進が必要であり、そこで捻出された人的資源を公務員が自ら対応すべき分野に集中することが肝要である。

このため、平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（以下「基本方針2015」という。）等を受け、以下に地方行政サービス改革を推進するに当たっての留意事項を示し、これを参考として、各地方公共団体においてより積極的な業務改革の推進に努めるよう地方自治法第252条の17の5に基づき助言するものである。

※概要は次ページ

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（助言通知概要）

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

○民間委託等の推進

- 定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施。
- 業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施など事務の総量を確保や仕様書の詳細化などの工夫を行い、委託の可能性を検証。

○指定管理者制度等の活用

- 公の施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的に運営。
- 複数施設の一括指定や公募前対話の導入等の参入環境の整備や施設業務の部分的な導入等、幅広い視点から管理のあり方について検証。

○地方独立行政法人制度の活用

- 事務事業の廃止や民間譲渡の可能性を検討した上で自ら実施するよりも効率的・効果的に行政サービスを提供できる場合に活用を検討。

○BPRの手法やICTを活用した業務の見直し

- 事務事業全般に渡って、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じて業務を効率化。
- 特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しは重点的に実施。

2 自治体情報システムのクラウド化の拡大

- 複数団体共同でのクラウド化（自治体クラウド）は、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から、その積極的な導入を検討。
- 情報システム形態やコストの現状について正しく認識するとともに、コストシミュレーション比較等を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上、災害時の業務継続性等についても考慮。

3 公営企業・第三セクター等の経営健全化

- 公営企業については、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化等の取組を推進。各水道事業及び下水道事業において、「経営比較分析表」の作成及び公表を推進。
- 第三セクターについては、経営状況等の把握等に努め、財政的リスクを踏まえた上で抜本的改革を含む不断の効率化・経営健全化に適切に取り組むことを推進。

4 地方自治体の財政マネジメントの強化

○公共施設等総合管理計画の策定促進

- 平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となることを推進。

○統一的な基準による地方公会計の整備促進

- 原則として平成27～29年度の3年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用。

○公営企業会計の適用の推進

- 平成27～31年度の5年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行。

5 PPP/PFIの拡大

- 公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を推進。PPP/PFIの導入に係る地方財政措置上のイコールフットイングを図る。
- 公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP/PFIの積極的活用の検討に努めるとともに、固定資産台帳を整備・公表を通じ、民間事業者のPPP/PFI事業への参入を促進。

○業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施。

○総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、その結果を広く公表。

トップランナー方式の導入について①

- 基本方針2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組を推進
- その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組む。

取組の概要

- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
※ 法令等により国が基準を定めている業務や産業振興・地域振興等の業務はトップランナー方式になじまないことから対象としていない。
- このうちできる限り多くの業務(16業務)について平成28年度に着手。地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映。
※ 地方団体の人口規模の違い等の地域の実情を踏まえて算定。
- 残る業務について、平成29年度以降、課題等を検討し、可能なものから導入。

【平成28年度に着手する取組】

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)	高等学校費 特別支援学校費	小学校費、中学校費、 高等学校費	民間委託等 (現行：直営、一部民間委託等)
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	道路橋りょう費	
◇本庁舎清掃 ◇案内・受付 ◇公用車運転 ◇本庁舎夜間警備 ◇電話交換	包括算定経費	包括算定経費	
◇一般ごみ収集	—	清掃費	
◇学校給食(調理) ◇学校給食(運搬)	—	小学校費、中学校費	指定管理者制度導入、 民間委託等 (現行：直営、一部民間委託等)
◇体育館管理 ◇プール管理 ◇競技場管理	その他の教育費	その他の教育費	
◇公園管理	その他の土木費	公園費	
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	包括算定経費	庶務業務の集約化
◇情報システムの運用 (住民情報、税務、福祉関連等の情報システム)	—	戸籍住民基本台帳費、 徴税费、包括算定経費	情報システムのクラウド化

※ 下線の項目については、既に業務改革を前提とした経費水準としており、平成28年度から経費区分を給与費から委託料等に見直し。

トッパー方式の導入について②

【平成29年度以降導入を検討するもの】

検討対象業務	基準財政需要額の算定項目		業務改革の内容	課題等
	都道府県分	市町村分		
◇図書館管理	その他の教育費	その他の教育費	指定管理者制度導入等	<p>○地方団体から以下の意見がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置している。 ・福祉分野は業務の専門性が高く、直営を選択している。 <p>○実態として指定管理制度の導入が進んでいない。</p> <p>○社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議あり。</p>
◇博物館管理	その他の教育費	-		
◇公民館管理	-	その他の教育費		
◇児童館、児童遊園管理	-	社会福祉費		
◇青少年教育施設管理	その他の教育費	-		
◇公立大学運営	その他の教育費	その他の教育費	地方独立行政法人化	<p>○地方団体から以下の意見がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な公立大学については、法人化にコストがかかることから効率化が困難となる可能性がある。 ・学部によって、民間との共同研究等による外部資金の獲得等、効率化可能な程度が異なる。
◇窓口業務 (戸籍業務、住民基本台帳業務、税証明業務、福祉業務等)	-	戸籍住民基本台帳費、 徴税費、社会福祉費、 高齢者保健福祉費、 保健衛生費	総合窓口・ アウトソーシングの活用	<p>○第31次地方制度調査会において、窓口業務に係る外部資源の活用方策について検討中である。</p> <p>○政府内において、窓口業務等の民間委託の為の業務マニュアル・標準委託仕様書(案)を作成予定(平成28年度)である。</p>